個人型確定拠出年金

iDeCoについて

(作成)2017.04.10

倉重税務会計事務所　三浦

目次

1.個人型確定拠出年金とは1

2.加入対象者と掛け金の上限1

（1）国民年金の第1号被保険者1

　　（2）勤務先に企業年金や企業型確定拠出年金がない会社員1

　　（3）企業型確定拠出年金に加入している会社員1

　　（4）勤務先に確定給付型の企業年金がある会社員1

　　（5）公務員2

　　（6）専業主婦・主夫2

3.個人型ＤＣの特徴3

　　（1）個人型ＤＣの税制メリット3

　　　　①　掛け金を払う時3

　　　　②　運用している間3

　　　　③　運用してきたお金を受け取るとき3

4.金融機関の選び方4

　　（1）毎月かかる「口座管理手数料」は、いくらか4

　　（2）商品の品ぞろえをチェック4

　　（3）利便性やサービスを確認4

出典5

1. 個人型確定拠出年金(以下、個人型DC)とは

国民の老後生活をより豊かなものとするため、確定拠出年金法に基づき、平成14年1月から国民年金基金連合会が実施している年金。国民年金基金や既存の企業年金に加え、新たな選択肢として公的年金に上乗せされる制度で、国民年金基金等の確定給付年金と組み合わせることにより老後の所得補償の一層の充実が可能となる。

1. 加入対象者と掛け金の上限
   1. 国民年金の第1号被保険者  
      20歳以上60歳未満の自営業やその家族、フリーランス、学生など、国民年金に加入している人。  
      年額816,000円(月額68,000円)まで。ただし、国民年金基金に加入している場合は、国民年金基金の掛け金と合わせて年額816,000円まで。また、国民年金の付加年金を納めている人は年額815,000円までとなる。
   2. 勤務先に企業年金や企業型確定拠出年金(以下、企業型DC)がない会社員  
      60歳未満で、確定給付企業年金、厚生年金基金、企業型DCといった制度がない会社に勤めている会社員。  
      年額276,000円(月額23,000円)まで。
   3. 企業型確定拠出年金に加入している会社員  
      企業型確定拠出年金に加入している人は、個人で自由に個人型DCに加入する・しないの判断をすることはできない。企業型は、会社の退職給付制度の一環として設計されているため、「企業型確定拠出年金加入者が個人型DCの加入者になれる」ように規約を変更し企業型の掛金上限を引き下げる必要がある。退職給付制度の一環として設計されていることから、規約変更に応じる会社は少ないのではないかという見方もある。  
      (A)企業型確定拠出年金だけに加入…年額240,000円(月額20,000円)まで。  
      (B)企業型確定拠出年金と企業型確定給付年金に加入…年額144,000円(月額12,000円)まで。
   4. 勤務先に確定給付型(以下、DB)の企業年金(確定給付企業年金や厚生年金基金)がある会社員  
      自分の判断で個人型DCに加入するかどうかを判断できる。  
      年額144,000円(月額12,000円)まで。
   5. 公務員(国家公務員、地方公務員、私立学校教職員など)  
      自分の判断で個人型DCに加入するかどうかを判断できる。  
      年額144,000円(月額12,000円)まで。
   6. 専業主婦・主夫  
      自分の判断で個人型DCに加入するかどうかを判断できる。  
      年額276,000円(月額23,000円)まで。



1. 個人型DCの特徴
   1. 個人型DCの税制メリット  
      個人型DCでは、①掛け金を払うとき、②運用している間、③運用してきたお金を受け取るとき、それぞれの段階で税制上の優遇措置がある。「掛け金を払うとき」と「運用している間」は非課税。運用してきたお金を受け取るときには課税される。
      1. 掛け金を払うとき  
         積み立てた掛け金は、全額が「所得控除」の対象となる。所得控除の中の「小規模企業共済等掛金控除」にあたる。
      2. 運用している間  
         運用中に得られる利息や値上がり益などについては、すべて非課税となっている。
      3. 運用してきたお金を受け取るとき  
         個人型DCの特徴として、掛け金を払うとき、運用しているときは課税されないが、年金資産を受け取ると金一括して課税される仕組みになっている。  
         受け取り方は、一時金又は年金として受け取る。一時金で受け取る場合は、「退職所得控除」、年金で受け取る場合は、「公的年金等控除」が適用される。



1. 金融機関の選び方  
   個人型DCの口座を開設できるのは一人ひとつの金融機関(運営管理機関)のみ。口座開設のあとに金融機関の変更は可能だが、時間と手間を要する。  
   金融機関によって、取り扱う商品や、口座を開設してから継続的にかかる費用(口座管理手数料)、サービスなどは、それぞれ大きく異なる。  
   そこで、次の３つにポイントを絞って金融機関選びを考察する。
   1. 毎月かかる「口座管理手数料」は、いくらか  
      まず、加入時に国民年金基金連合会に口座開設の手数料を支払う。  
      そして、毎月かかるのが口座管理手数料で、これは、国民年金基金連合会、運営管理機関、事務委託先金融機関に対してそれぞれ支払う。この中の、運営管理機関に支払う口座管理手数料は金融機関ごとに異なり、年2,000円程度のところから、年7,000円超のところまであり、高いところと安いところで3.5倍以上の開きがある。  
      
   2. 商品の品ぞろえをチェック  
      個人型DCでは、加入者が掛け金で「どの金融商品を」「どういう割合で」購入していくかを指定する必要がある。商品の選択は、自分が選んだ金融機関が選定した商品からしか預け先・投資先を選ぶことが出来ないので注意が必要。
   3. 利便性やサービスを確認  
      個人型DCでは、ウェブサイトやコールセンター、金融機関の窓口などのチャネルを通して口座開設を行う。主に、ネットを利用する人は、ウェブでの情報が充実しているか、必要な機能があるなどは、確認しておくと安心です。情報開示にあまり積極てきでない金融機関を無理に選ぶ必要はない。

# 出典

国民年金基金協会. (2011). 個人型確定拠出年金. 参照先: http://www.npfa.or.jp/401K/

竹川美奈子. (2017). 個人型確定拠出年金iDeCo活用入門. 渋谷区神宮前: ダイヤモンド社.